

平成 22 年 5 月 1 日

社会福祉法人以和貴会行動計画（第 1 回）

労働者が仕事と子育てを両立させることができ、労働者全員が働きやすい環境をつくることにより、全ての労働者がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 22 年 6 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日までの約 3 年間

2. 内容

目標 1) 計画期間内に男女問わず、子の看護休暇を取得できるように制度を周知する。

<対 策>

- ・平成 22 年 6 月以降 管理者定例会で全事業所の管理職へ制度の理解促進。
- ・平成 22 年 6 月以降 全職員へ制度の周知、啓蒙活動を行う。

目標 2) 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制度、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。

<対 策>

- ・平成 22 年 6 月以降 各事業所の事務所へ育児・介護休業に関する規程集の設置。
- ・平成 22 年 6 月以降 当法人のホームページに掲載。
- ・平成 22 年 6 月以降 各事業所の見やすい場所へ行動計画を掲示し、緊急メールシステムを活用し情報を提供

目標 3) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の実施

<対 策>

- ・平成 22 年 6 月以降 受け入れ体制について各部署への説明及び受け入れ体制の確立
- ・平成 22 年 6 月以降 受け入れ実施、当法人ホームページ、広報誌などに取組内容を掲載